関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百十号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項、第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項、第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項並びに第一〇〇五・九〇号の項中「平成三二年三月三一日」を「令和二年三月三一日」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成三一年四月一日から同年九月三〇日まで」を「令和元年一〇月一日から令和二年三月三一日まで」に、「二八二、〇〇〇トン」を「二四二、九〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項、第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項、第一二一二・九九号の項、第一八〇六・二〇号の項、第二〇〇二・九〇号の項、第二〇〇八・二〇号の項、第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成三二年三月三一日」を「令和二年三月三一日」に改める。

附　則

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百十一号

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項第三号及び第七号、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第五十五条の五第一項、第五十五条の六第一項、第六十九条の三第二項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「この項及び第五条第一項第一号ニにおいて」を削り、同項第十号中「この項において」を削り、同項第十二号及び第十三号中「株式取得者」の下に「（個人に限る。）」を加え、同項第十四号中「我が国以外の国（その一部である地域を含む。）」を「本邦の域外にある国又は地域」に改め、「当該国」の下に「又は地域」を加え、同項に次の一号を加える。

十六　前号に掲げるものを株式取得者とした場合に第一号から第十四号までに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（株式取得者及び前各号に掲げるものを除く。）

第二条第九項第三号ロを次のように改める。

ロ　次のいずれかに該当するものであること。

(1)　当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数と当該株式への一任運用をするもの（以下この号及び次条第一項第六号ロにおいて「運用者」という。）を第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号及び次条第一項第六号ロにおいて「運用者の密接関係者」という。）がする株式への一任運用（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十以上となること。

(2)　当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式について、株式への一任運用の後における運用者の保有等議決権数（株式への一任運用（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる上場会社等の議決権の数、直接に保有する上場会社等の議決権の数及び第五号に掲げる議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下同じ。）と当該運用者の密接関係者の保有等議決権数とを合計した議決権の数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。以下「純議決権数」という。）の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となること。